

京都市告示第 24 号

生活保護法第55条が準用する同法第51条第2項の規定により、生活保護法による指定施術者の指定を次のとおり取り消しました。

平成18年4月7日

京都市長 榊本頼兼

施術者の名称	施術所の名称	所在地	取消年月日
岡本 誠司	ガイアクリニカ	京都市西京区榎原塚ノ本町4番地の14	平成18年4月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)